

米国による臨界前核実験への抗議に関する決議（案）

令和元年5月24日、米国が本年2月に臨界前核実験を実施したことが明らかになった。

米国による臨界前核実験の実施は、累計29回、現政権としては2回目であり、核兵器不拡散条約（NPT）第6条に明記された、締約国による核軍縮交渉義務に反するとともに、核兵器禁止条約の早期発効を求める国際社会の大きな流れに逆行している。

平成7年3月に採択された「東京都民平和アピール」では、「私たちは、軍縮と核兵器の廃絶を機会あるごとに強く訴え、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓います。」とうたわれており、核兵器廃絶の立場が明確になっている。

今回の暴挙は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるとともに、核兵器による惨禍を唯一経験し、核廃絶を強く願う国民、都民の思いを踏みにじるものである。

また、平和の祭典であるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として、いかなる理由があろうとも核実験を容認することはできない。

よって、東京都議会は、米国による臨界前核実験に対し、厳重に抗議し、二度と核実験を実施しないよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和元年6月 日

東 京 都 議 会